

守口市立大久保中学校 学校いじめ防止基本方針

守口市立大久保中学校
平成26年3月7日策定
令和 2年4月1日見直
令和 3年8月1日見直

I、基本的理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「共に学び支え合い、夢や希望を持つ生徒の育成」の学校教育目標のもと、「自分を大切に、互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感し受け止めることができるような豊かな感性を持ち、高めあえる生徒」をめざす生徒像としている。具体には、「人権教育の充実」「道徳教育の充実」「体験学習の充実」「仲間と共に問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力の育成」に取組み、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

II、いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にあるほかの生徒等がある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 留意点と具体的ないじめの態様

いじめられた子の立場に立って当該の生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認をし「心身の苦痛を感じるもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。そして、具体的ないじめの態様として以下のものが考えられる。

＜具体的ないじめの態様＞

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団に無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶなどして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

Ⅲ、いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席（記録係）、子ども支援コーディネーター、生徒指導部 生活・安全係、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- (3) 役割
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの未然防止
 - ・いじめの早期発見・事案対処
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・年間計画の企画と実施
 - ・年間計画進捗のチェック
 - ・各取組みの有効性の検証
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- (4) 取組状況の把握と検証（P D C A）
- 毎週、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた本基本方針や計画の見直しなどを行う。

Ⅳ、年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| | |
|-----|--|
| 4月 | ・「学校いじめ防止基本方針」の教職員の共通認識、および、HPの更新 ・教職員の「児童生徒理解」研修の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」、および、生徒・保護者への相談窓口の周知 ・教育相談の実施 ・人権教育（仲間づくり）の実施 |
| 5月 | ・家庭訪問の実施（家庭の様子把握） |
| 6月 | ・教職員の「人権教育」研修の実施 ・学校生活についてのアンケートの実施 |
| 7月 | ・保護者懇談の実施（保護者との情報の共有） |
| 8月 | ・教育相談の実施 |
| 9月 | ・教職員の「人権教育」研修の実施 ・「成長を促す指導」（文化の部・体育の部に向けて）の実施 |
| 10月 | ・保護者懇談（3年）・教育相談（1・2年）の実施 ・「成長を促す指導」（体育の部・宿泊・校外学習に向けて）の実施 |
| 11月 | ・教職員の「児童生徒理解」研修の実施 ・学校生活についてのアンケートの実施 |
| 12月 | ・保護者懇談の実施（保護者との情報の共有） |
| 1月 | ・教育相談の実施 ・教職員の「人権教育」研修の実施 |
| 2月 | ・学校生活についてのアンケートの実施 ・学校教育自己診断の実施 |
| 3月 | ・教職員の総括会議の実施（次年度に向けて） |

V、いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(2) いじめの防止のための取組み

- ・平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員に対して「学校いじめ防止基本方針」の主旨説明や確認を行う。生徒に対しては、「学校いじめ防止基本方針」の主旨や理解してもらいたい点について説明を行う。

- ・いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育・体験活動などの充実により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

- ・分かりやすい授業づくりを進めるために、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードにすべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。そして、互いを認め合える人間関係、学校風土を生徒自らが作り出せるようにする。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、集団の一員としての自覚や自信を育み、いたづらにストレスにとらわれることを減らす。

教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や指導の在り方が、生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする点に注意を払う。

- ・自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していく。また、学校行事等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

- ・生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、日々の学級活動や道徳教育の中で、人権に対する意識を育む。

VI、いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回行う。日々の教育活動、日々の連絡帳、学級での人間関係、子どもの表情などを観察する。なお、アンケートにより集まった情報は、生活・安全系の複数の教職員（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含む）で確認した上でいじめ対策委員会において情報を集約し全教職員で共有する。

また、アンケート・記録等の保管は、生徒の卒業後5年間、保存する。

- ・保護者と連携して生徒を見守るため、積極的に保護者からの相談を受け入れ、家庭で気になる変化について把握する。
- ・生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として学校相談窓口、電話相談窓口について広く周知する。
- ・いじめホットライン等の学校以外の相談窓口についても、広く周知する。
- ・教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、適切に扱う。

VII、いじめに対する対処

(1) 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- ・教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や子ども支援コーディネーター、生徒指導部 生活・安全係等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ・生徒が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害生徒やその保護者の意向を尊重する。
- ・被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ・事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

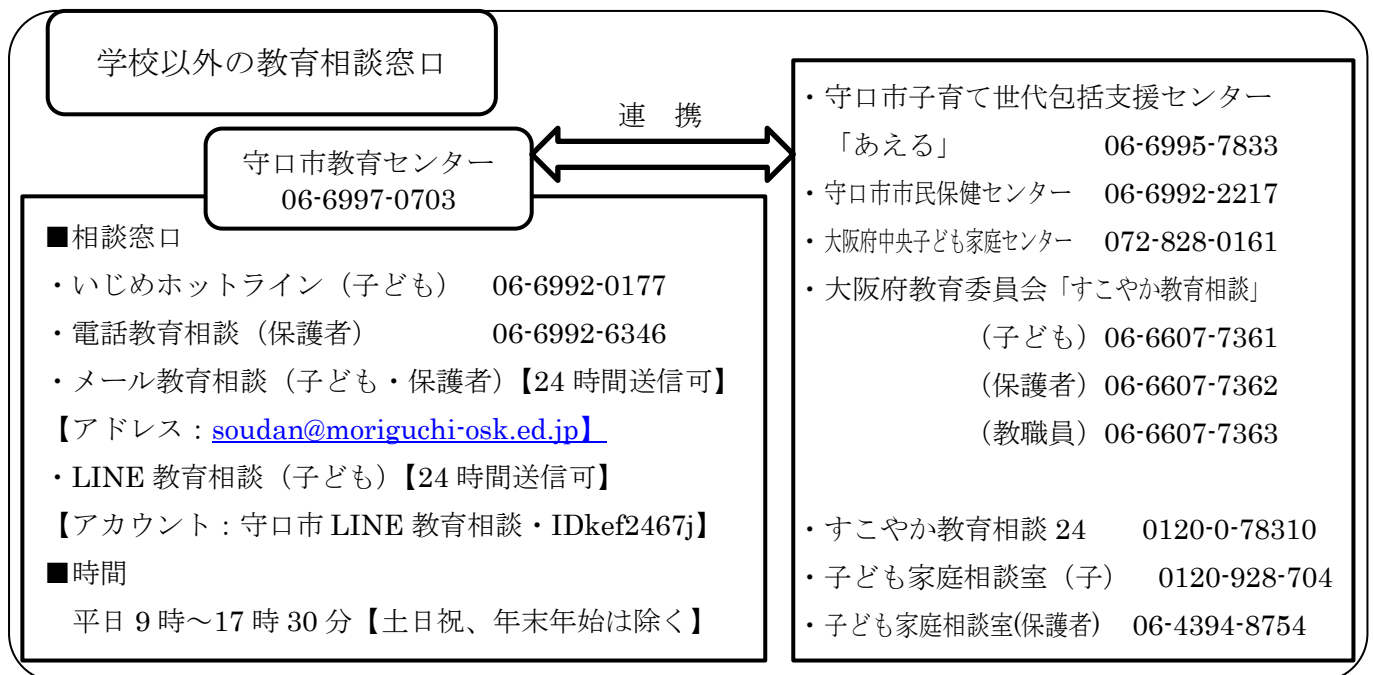
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていたり、同調したりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
さらに「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず、先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ・いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携する。
- ・継続した対応として、いじめが解消するまで、少なくとも3か月間、継続的に指導を行う。いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。その後も、いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラー等を活用し、心のケアを進めていく。また、いじめの発生を契機として事例を検証し、再発・未然防止のために日常的にいじめに対して早期対応に努め、いじめのない学級づくりへ取り組みを進んで行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・ また、情報モラル教育を進めるため、「道徳・特別活動等」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

VIII、学校以外の教育相談窓口



IX、いじめ発生時の取組み～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応

